平成２９年（フ）第１８５７号
埼玉県新座市新堀２丁目15番６号
債務者　坂本　存旭
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
埼玉県春日部市武里中野32番地９
債務者　遠藤真由美
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５８号
埼玉県春日部市豊町６丁目28番23号
債務者　渡邊　　元
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６０１号
大阪府泉大津市河原町４番32号
債務者　本山　博章
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
大阪府和泉市葛の葉町２丁目８番６－101号、前住所大阪府和泉市葛の葉町２丁目15番30号
債務者　松月　一美
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅２－211
債務者　佐々木市朗
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅12－502
債務者　峠　　正文
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
大阪府泉北郡忠岡町高月北２丁目18番27号、前住所京都府京都市東山区泉涌寺五葉ノ辻町15番地12
債務者　梅木　充恵（旧姓兼田）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
大阪府泉南郡熊取町五門東４丁目７番25号
債務者　宰務　敦夫
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
大阪府岸和田市岸城町12番26号ハイデ岸城204号
債務者　南　　克弥
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４号
静岡県菊川市柳３丁目70番地　（シャトーインプラザ102）
債務者　増田　靖憲
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
函館市湯川町１丁目36番18号
債務者　白鳥　栄一
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第３号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前131番地１
債務者　石田　翔太
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１８７８号
埼玉県川口市芝富士１丁目26番17号
債務者　飯田　美和
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４４号
さいたま市桜区西堀７丁目19番20－203号、旧住所さいたま市桜区西堀５丁目12番１－102号
債務者　大平誠一朗
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
埼玉県秩父市中村町３丁目16番２－401号
債務者　加藤　明江
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成３０年（フ）第６６０号
東京都豊島区巣鴨５丁目８－９－401
債務者　金澤　　学
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部